

## 参考資料（第1回・第2回 法制度・許可WG資料(抜粋)等）

---

劇的な進展を遂げるAI、IoTなどのイノベーション、確実に到来する労働力人口の減少といった事態を正面から受け止め、10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うため、学識経験者、民間有識者、建設産業関連団体から構成される「建設産業政策会議」を設置。

(座長：石原邦夫 東京海上日動火災保険相談役      座長代理：大森文彦 弁護士・東洋大学法学部教授)

## 【主な検討事項】

- 人口減少や高齢化、AIやIoTなどのイノベーションの進展を受けた、10年後の建設市場のあり方
- 確実に到来する労働力人口の減少を見据えた、建設業の担い手確保の取組
- 他産業との比較も踏まえた、建設業における生産性向上や働き方改革の取組
- 建設業に関連する制度の基本的枠組みの再検討
- 後継者難等が懸念される地方建設企業が、今後も「地域の守り手」として活躍し続けるための環境整備

## 【スケジュール】

第1回：平成28年 10月11日

第2回：                    12月22日

第3回：平成29年 1月26日

第4回：                    3月16日

本年6月頃目途：とりまとめ



# 建設産業政策会議における検討課題

主なテーマ (例)	当面对応すべき課題 ※今回の政策会議の検討の対象外	10年後に 目指したい姿	10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持していくために 検討すべき建設業関連制度の基本的枠組みに係る課題 (1~2年かけて順次制度化)					
			請負	許可制度	建設就業者関連制度	経営事項審査	入札契約	その他
建設業の 基本的な性格			<ul style="list-style-type: none"> <li>○請負の定義</li> <li>○民間の規律</li> <li>○元下間の契約(元請責任のあり方)</li> <li>○発注者への関与のあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一律の許可制度のあり方(公共/民間、大規模/小規模)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技能労働者の法律上の位置付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営事項審査の性格、あるべき姿(ランク分けや総合評価制度との役割分担)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○透明性・公正性に加え、持続性・処遇改善の要素を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業の基本理念(誰のための、何のための建設業)</li> </ul>
建設生産 システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間工事指針の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者、設計者、施工者(元下)の一層の連携による円滑な施工の実現</li> <li>○多様な事業形態に応じた生産システムの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請負以外の契約の位置付け(CM等)</li> <li>○設計の密度と施工との関係</li> <li>○BIM、CIMの推進と責任関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設関連業の位置付け</li> <li>○工場製品の品質管理のあり方</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共建築における入札制度の改善</li> <li>○建設関連業に係る入札制度の改善(ダンピング対策等)</li> </ul>	
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○i-Constructionの推進</li> <li>○「適正工期算定プログラム」の活用などによる適正工期の推進</li> <li>○建設キャリアアップシステムの構築</li> <li>○中小企業等経営強化法等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICTの導入による省力化・省人化</li> <li>○生産性2割向上</li> <li>○クラウド等でリアルタイムに情報を共有することによるペーパーレス化と虚偽の防止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○許可申請書類の簡素化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICTの活用など将来の施工の現場を踏まえた技術者制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産性向上に取り組む企業の評価のあり方</li> <li>○経審の関係書類の簡素化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICT化など、生産性向上を促す入札契約制度上の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産性を阻害する諸制度の見直し</li> </ul>
働き方 (担い手確保を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設計労務単価の改訂</li> <li>○社会保険の加入促進</li> <li>○担い手3法・運用指針の浸透</li> <li>○建設キャリアアップシステムの構築(再掲)</li> <li>○週休2日モデル工事の実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技能に応じた処遇の改善</li> <li>○製造業並の年収・週休2日の実現</li> <li>○建設業の魅力向上を通じた若年層の安定的な入職</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保険の加入促進など処遇改善のための契約制度のあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処遇改善のための許可要件のあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技能労働者の処遇改善に向けた労働法制との連携</li> <li>○長時間労働の是正・週休2日に向けた取組</li> <li>○労働の平準化(多能工化等)</li> <li>○一人親方への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○働き方の改革に取り組む企業の評価のあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○週休2日など、処遇改善に資する入札契約制度上の取組</li> </ul>	
地域の建設業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定的な建設投資の確保</li> <li>○担い手3法(再掲)</li> <li>○地域維持型契約方式等の普及拡大等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応や増加する維持管理等を担う「地域の守り手」としての安定的な役割の維持</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の建設企業の制度的な位置付け</li> <li>○事業承継の環境整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○大企業と中小企業、専門企業と兼業企業を一律で評価する仕組みのあり方</li> <li>○地域貢献の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定して受注できる仕組みづくり(事業協同組合、JV、複数事業・複数年度)</li> <li>○地域の包括的な維持管理の普及方策(CMの活用による支援等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○将来の地域の建設業の果たすべき役割</li> <li>○地方創生の担い手としての方向性</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎ぐい工事問題の再発防止策</li> <li>○海外展開等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者責任と技術者責任</li> <li>○適正な施工に向けた事業者と技術者の役割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経管要件のあり方</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間工事における効果的な活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請負契約以外の契約の位置付け(CM等)(再掲)</li> <li>○PPP/PFIへの参入方策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体の役割</li> </ul>

法制度・許可WG

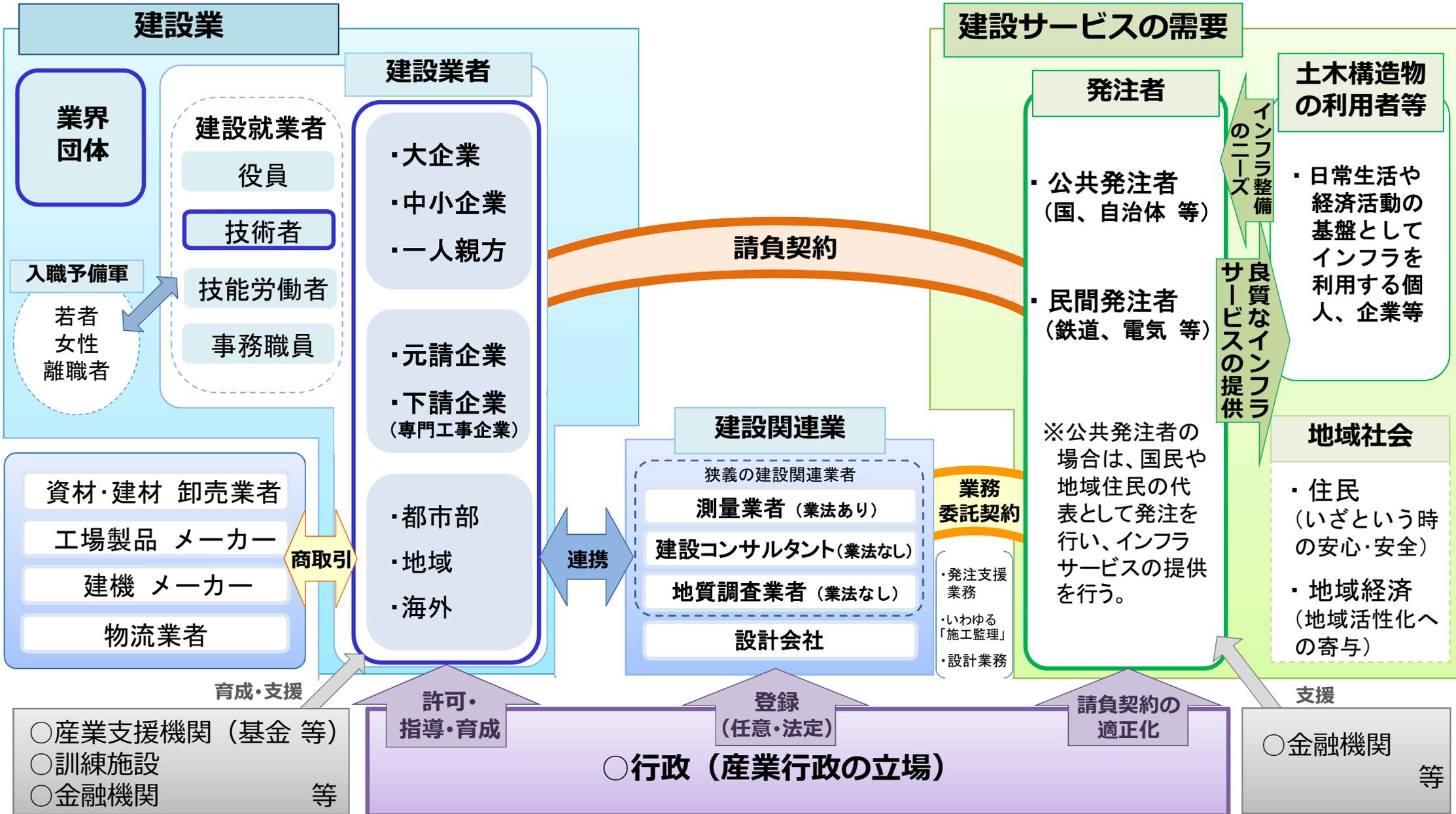
企業評価WG

地域建設業WG

これまで	これから検討する際の視点
<p>○<b>全体的な考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工能力、資力、信用力に問題のある事業者が容易に参入していたことを背景に、不良不適格業者を排除する観点から、一定の要件を満たした事業者だけが建設業を営むことができる仕組み。</li> <li>・契約の片務性を解消するため、契約に着目し、民法上の請負契約に基づく注文者と受注者の関係を前提としつつ、契約自由の原則に一定の上乗せ規制(書面交付義務等)を課している。</li> <li>・許可を受けた建設業者間での自由な競争が前提(結果として、賃金や安全衛生、労働時間等にしわ寄せが行くケースも)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働力人口が減少し、担い手確保が建設業の重要課題になる中で、建設業従事者の働き方を意識した制度設計</li> <li>・生産性の向上を意識した制度設計</li> <li>・建設業への参入の状況が変化し、地域によっては建設業の供給力が不足する場合が生じうることへの対応</li> <li>・請負契約に限られない契約形態の規律</li> <li>・消費者(エンドユーザー)への保護を意識した制度設計</li> <li>・一定の競争性は確保しつつも競争に付すべきでない要因を加味した制度設計</li> </ul>
<p>○<b>業種や業態の違い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種区分を設けて、区分に応じて求められる技術的要件を定めている一方、それ以外の許可要件は共通しており、また請負に関する規定には業種や業態の違い(土木と建築の違いなど)に応じた差を設けていない。</li> <li>・公共工事については、その公共性から特別の規定や特別法が存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木と建築の違いなど業態の違いに応じたきめの細やかなルール設定</li> <li>・民間工事における規律</li> </ul>
<p>○<b>契約の履行や施工の適正性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の履行については、契約当事者である建設業者の民法上の責任関係に委ねることが前提。</li> <li>・現場に適正な技術者を配置することにより、施工の適正さを確保するという前提に立ち、技術者の資格や配置要件を規定。</li> <li>・技能労働者については位置づけなし。</li> <li>・建設業法の遵守は監督処分により担保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度で複雑な工事や外注比率の高い工事がある一方で、単なる組み立て作業となる工事もあるなど建設工事の多様化への対応</li> <li>・建設工事におけるICT化の進展に対応した施工管理</li> <li>・フロントローディング、BIM、CIMなどが広がる中、発注者、設計者、施工者の責任関係</li> <li>・施工に関する事業者の責任と技術者の責任</li> <li>・技能労働者のキャリアパスも意識した制度的な位置づけ</li> <li>・建設業者のコンプライアンスの取り組みの推進</li> </ul>

これまで	これから検討する際の視点
<p>○発注者の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の能力の差は考慮せず、事業として発注を行う発注者と発注経験の少ない発注者(個人等)も同様に保護される立場という前提。</li> <li>・公共発注者は建設業の適正化と健全な発達のために必要なプレーヤーという位置づけであり、管理や検査を実施</li> <li>・発注者が優越的地位を濫用しているとされる場合は独禁法の対象に。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の能力差、多様性への対応</li> <li>・体制の弱い発注者への対応</li> <li>・担い手の確保や働き方、下請取引の適正化などの政策的要請について発注者にも果たしてもらうべき役割</li> <li>・受発注者間の請負契約の適正化に向けて十分に機能する仕組み</li> <li>・建築生産における発注者の役割を意識した制度設計</li> </ul>
<p>○規定の射程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事をめぐる直接的な法律関係である請負契約を規定の対象としており、請負契約以外の契約、発注者と受注者以外のプレーヤーは規定の射程外。</li> <li>・一定規模以下の工事については、多くの規定が適用外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に関わる請負契約以外の契約形態(CMなど)の位置づけ</li> <li>・プレキャスト化など施工形態の変化(建設業者間にとどまらない、請負だけでは律しきれない取引の多様化)への対応</li> <li>・発注者、受注者以外のプレーヤーの位置づけ</li> <li>・エンドユーザーの位置づけ</li> <li>・小規模な工事の実態を踏まえた対応</li> </ul>

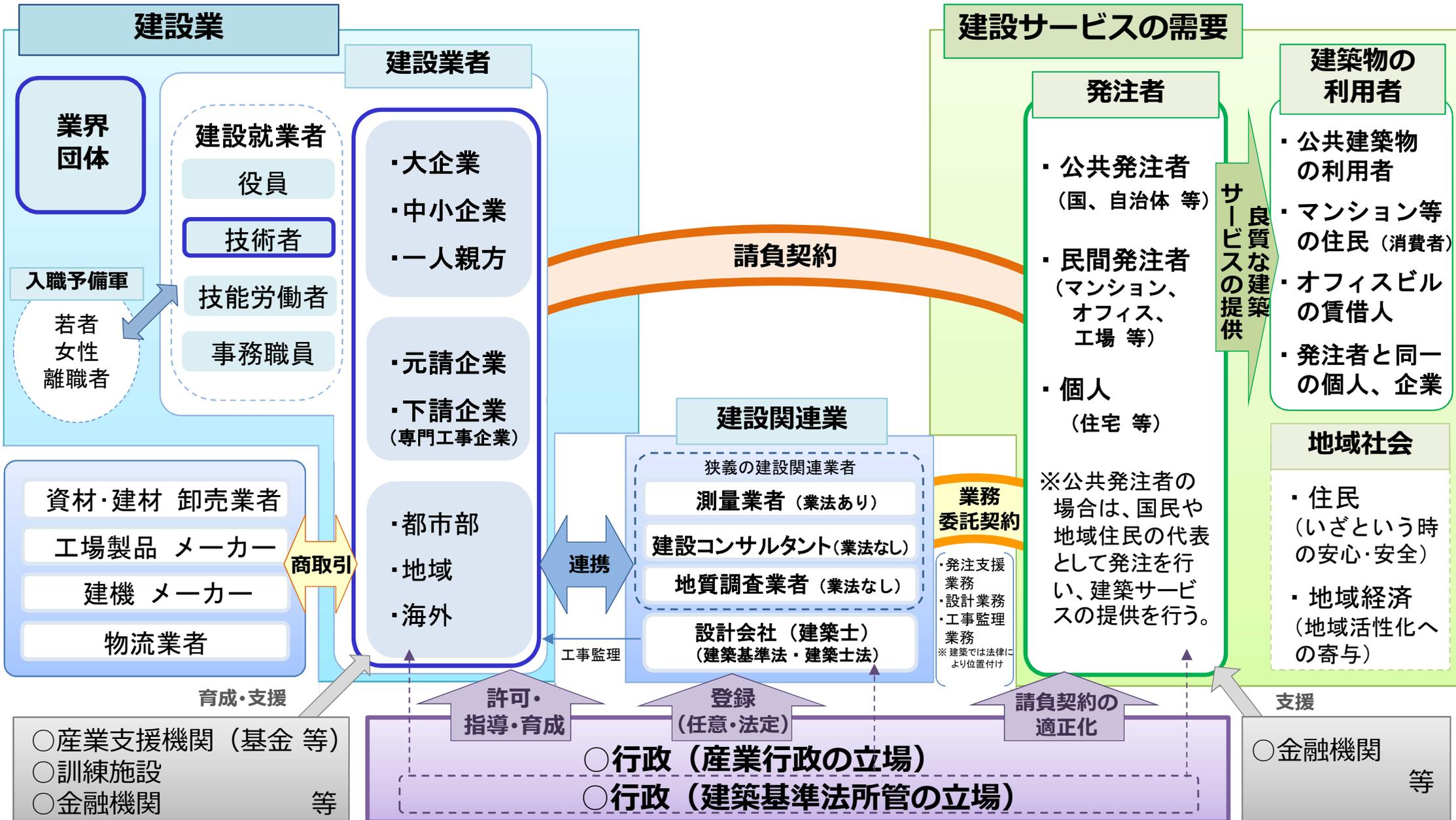
建設産業は、インフラの整備・維持管理等を通じて良質なインフラサービスを提供するとともに、地域住民の安心・安全を確保し、地域経済を活性化する上で必須の存在



# 誰のための、何のための建設産業（現状の主なプレーヤー）

建築

建設産業は、建築物の整備・維持管理等を通じて良質な建築サービスを提供することに加え、住宅など、国民の基本的な生活を支える上で必須の存在



(現行制度の適用除外等の取扱)

- 建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

- 取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。
- 建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。